

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-13(86)	不公正な取引への対応のための知見共有について	市場における調査・検査の実施において、不公正な取引の是正等、業務指導・監督事務を効果的かつ効率的に行うため、担当者が有する様々な経験に基づく不公正な取引の事例等の知見を共有すべき。その対応にかかるマニュアル等を作成して共有することを検討された。 また、内容の共有に当たっては、ただマニュアル等を配布するだけでなく、定期的な研修等を通じ、全ての調査・検査担当者へ十分な周知がなされるよう対応を検討された。	不公正な取引の事例等の知見を共有するため、検査・調査のマニュアルに不公正事例等に関する内容を追加するとともに、令和6年4月及び令和7年4月に、担当職員を対象とした「不公正な事例に関する研修」及び「夜間現場巡回研修」を実施した。 令和7年5月には、本庁及び各市場の業務担当課長代理を対象に、市場業者等への指導監督手法に関する知見の共有を図るための「業務担当課長代理フォローアップ研修」を実施した。 令和6年8月及び令和7年8月には、各市場の指導・監督業務を担当する新任職員を対象に「実務講習会」を実施し、不公正な取引に関する知見について、広く局内での共有を図った。 引き続き、調査・検査業務の担当者向けに、不公正な事例に関する知見の共有を図るための研修を実施するとともに、必要に応じてマニュアルを更新していく。	改善済
意見	1-14(92)	研修制度の見直しについて	各市場ではS Q Mの調整の下で市場業者に対して研修が行われ、情報のアップデートが行われる体制となっているものの、研修の受講は必須ではなく、欠席時の対応も市場によって異なっている。市場業者の十分な知識・能力の維持・更新のためにも、極力、研修に参加するよう促すことや、欠席者へのフォローをルール化することを検討された。 なお、研修内容によっては受講対象者が異なる場合があり、市場業者の取扱品目によっては受講を任意とすべきものがあることであった。研修制度の見直しに当たっては各研修の対象者を整理した上で、必要な受講者に必要な研修が実施されるよう整備された。	令和6年度から研修は原則参加とし、出席できない場合は代理出席を依頼している。なお、対象者が欠席の場合は、研修終了後に各市場から欠席者へ研修資料を配布するなど、研修内容についての情報共有を徹底している。 また、研修の実施に当たっては、研修内容に応じて受講対象者を整理した上で、開催通知に研修対象者を明記することで、安全・品質管理者による必要な研修の着実な受講を促した。	改善済
意見	1-15(92)	食品危害対策マニュアルの更新について	「食品危害対策マニュアル」の発行は平成18年10月であり、危機発生時の緊急連絡先及び関係機関連絡先については、都度更新を行っているが、その他の内容については、作成時のものが現在に引き継がれ、見直し・更新がなされていない。 平成18年の本マニュアル発行以来、中央卸売市場は、感染症等の食品危機に関する様々な事例を経験してきていることから、直面した事例に対する対応を振り返り、得られた知見から、本マニュアルに追記すべき事項若しくは記載が不要となっている事項などを検討して、反映させることが考えられる。 今後、具体的事例から得られた知見を食品危害対策マニュアルに反映させて、更新することを検討された。	令和7年3月に食品危害対策マニュアルを改正し、令和7年4月から職員向け掲げ板へ掲載を行っている。	改善済
意見	1-16(96)	災害対策マニュアルの充実について	現在の災害対策マニュアルは、地震発生時の対応が中心となっており、近年の台風や集中豪雨による風水害には十分に対応できるような状況にはなっていない。 地震発生時と風水害発生時の初動は対応が異なるものがある。生鮮品等を安定的に都民に供給するため、災害対策マニュアルは、地震発生時の対応以外にも想定されるリスクを考慮の上、見直しをされたい。また、当該見直しの結果に基づいて、地震以外にも想定した訓練を実施することで、実効性を高めることも検討された。	令和7年1月に、風水害に対応するための業務継続計画を新たに追加するとともに、地震に関する計画も最新の情報を反映した。 また、令和7年度に、震災時における災害対策マニュアルの検証図上訓練を実施した。令和8年度は、風水害の訓練を実施することで、業務継続計画の実効性を検証する。	改善中

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-17(97)	B C P対応フロー等の充実について	業務継続計画〔B C P〕対応フローでは、発災・参集後の行動として、72時間経過後に実施すべき取引再開に向けた対応策の策定、一部ラインの再開や通常の市場取引の再開に向けた対応については、項目を列挙しているが、行動計画フロー図等として作成されてはいなかった。 各市場が平時の市場機能を取り戻すまでに優先して対応すべき事項が明確でない、現場に混乱をもたらすおそれがあるため、取引再開に向けた対応策の策定、一部ラインの再開や通常の市場取引の再開に向けて必要な項目についても、行動計画フロー図の作成等により、業務継続計画〔B C P〕対応フロー等の充実を図られたい。	令和7年1月の災害対策マニュアル改訂において、行動計画フロー図の見直しを行い、通常の市場取引再開に向けた行動を追記した。	改善済
指摘	1-2(98)	B C M課題(予防対策)管理表の適時な更新について	B C M課題(予防対策)管理表は、災害対策マニュアルを作成した令和2年3月以降、継続的な追記・進捗管理は行われておらず、訓練によって明らかとなる毎年の課題について、災害対策マニュアルで定められているB C M課題(予防対策)管理表への反映はなされていなかった。 識別した課題を適時に改善・解決するために、災害対策マニュアルに定めたB C M課題(予防対策)管理表を作成し、適時に更新された。	令和7年1月の災害対策マニュアル改訂において、B C M課題管理表を新たにマニュアル内に定めた。また、当該管理表を使用して、マニュアルの改訂作業を実施した。 令和7年度に実施した災害対策マニュアルの検証図上訓練においても、B C M課題管理表を使用し、B C Pの課題を抽出していく。	改善済
意見	1-18(98)	訓練結果の分析及び共有について	参集訓練に参加した職員から、次回の参集訓練の実施に活用するために、気付き事項等についてアンケートを実施し、回収している。しかし、回収したアンケート結果について、その年度内に分析結果の共有は行われていなかった。 今後の訓練やマニュアルの改善のためにも、まずは訓練実施後のアンケートの分析結果の共有が大切であるため、回収後速やかに分析、結果を各職員に共有するとともに、次年度の参集訓練の対応内容について追加項目がないか、検討する機会を設けられたい。	令和7年3月に実施した情報連携訓練及び8月に実施した参集訓練において、アンケート結果を分析し、各担当者へ分析結果の共有を実施した。 また、次年度以降の訓練で改善すべき内容がないか検討し、結果をB C M課題管理表へ記載することで、次年度以降の訓練に反映できるようにした。	改善済
意見	1-19(99)	被災時の生鮮食品の確保について	被災時には、卸売業者等からの生鮮食品の調達について定められているが、市場内における仲卸業者の在庫品である生鮮食品の調達については言及されていない。また、地方卸売市場との連携について定められているが、具体的な連携の方法は定められていない。 生鮮食品の確保は、中央卸売市場だけでは困難となる場合も想定されるため、調達ルートが多様性の観点から、仲卸業者との連携や、発災時において地方卸売市場の在庫確認を可能とする仕組みの構築をはじめとして、融通体制の構築などの連携の在り方を検討された。	仲卸業者については、仲卸業者の組合と「大規模災害時における生鮮食品の調達に関する協定」を締結しており、B C P訓練を通して災害時の連携に向けた取組を実施している。 一部の地方卸売市場においては、市場の所在する自治体等との間で既に災害時における連携協定を締結している市場もあるため、締結状況を確認した。これを踏まえ、今後、地方卸売市場との災害時の連絡体制を明確化し、災害時に連絡できる環境を構築していく。	改善中

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-3(102)	各市場の非常用備蓄食料等の管理状況について	各市場における非常用備蓄食料等の管理状況を確認した結果、「発災時には、どこに何がいくつ保管されているか、毀損など使用に支障のある状況でないかなどを瞬時に把握できることが求められ、一覧表等により把握がなされていない。」などの課題が認められ、これらについては、市場の担当者が自主的に管理を行っている状況から、各市場によって運用や管理水準が異なっていた。 今回、現地調査を実施していない市場についても管理状況を再確認するとともに、本庁において統一した管理方法を定め、各市場に通知し周知徹底を図り、同一レベルで管理されたい。	令和6年4月に「災害備蓄品の管理徹底について(依頼)」の依頼文を各場に対して発出した。続いて、令和6年5月には「災害備蓄品の実査について(依頼)」の依頼文を各場に対して発出し、各場へ実査を実施するとともに、備蓄品リストの整理を行った。 令和7年4月には、適宜の更新依頼について通知を各場へ実施した。また、2回目の実査については、3年度かけて全11市場を実査する計画を立て、令和7年度は4市場に対して備蓄の管理状況について実査を行った。 さらに、年度初めに管理通知を発出して管理状況の実査を行う仕組みを継続できるよう、引継ぎマニュアルに記載を行った。	改善済
意見	1-20(114)	経営相談等の対応について	都では、市場業者が抱える経営課題について、経営支援として補助金制度や、経営相談(専門家による相談対応)や、経営アドバイザーの活用(経営の専門家による定期的な市場訪問)等によって支援を行っている。 相談内容は補助金申請に関するものが多いとのことであるが、より幅広く、経営方針等への助言など、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援が行われることが望まれる。例えば、過去の経営相談の内容や成功事例の情報をデータベース化して分析するなどし、経営の専門家による相談対応をより幅広く実効性あるものにするよう、引き続き取組を検討されたい。	令和5年度(令和6年3月)に、経営相談等で聞き取った市場業者の経営課題や課題解決に向けた取組等の情報に加え、補助金活用を検討中の事業内容や補助金額等の情報も統合し、データベース化した。これにより、補助金の事前相談から申請、実績に至る一連の情報が集約され、様々な角度から分析できるようになった。 令和6年度には、市場業者のニーズについてデータベースを分析し、令和7年度予算で補助率や補助上限額を拡充するなど、経営の専門家による支援の実効性を向上させた。また、データベースの継続した運用を図るため、事務担当者用の手順書を作成した。	改善済
意見	1-21(118)	温室効果ガスの削減に向けた更なる取組について	中央卸売市場で現在推進中の第Ⅲ計画期間については、第Ⅱ計画期間からのクレジットを充当すること等により、削減目標が達成できると想定されている。具体的な取組としては、ハード面では照明設備や空調機器などの施設改修(照明のLED化及び省エネ施設への改修等)を、ソフト面では市場業者に対して節電への協力を呼び掛ける等の取組を実施している。 本取組は、計画期間の削減義務率や各大規模事業所における削減義務量の指定を受けながら進めていく性質のものであり、将来的な削減義務率も未定ではあるが、豊洲市場の削減義務率が上がっていくことも想定し得る。今後、照明のLED化及び省エネ施設への改修等の取組以外についても、全庁的な方針等を踏まえつつ、積極的に検討の上、実施されたい。	中央卸売市場における環境負荷低減に向けた更なる取組として、令和6年度に「発泡スチロール再利用に向けた新技術の状況調査委託」を実施した。調査結果を排出事業者である市場協会等と共有するとともに、使用済発泡スチロールの国内循環に向けた課題について意見交換を行うなど、取組を推進している。 また、令和7年9月に再生可能エネルギーの導入・運用に知見を有する電気事業者と協定を締結し、太陽光発電設備等の設置に向けた各市場の調査に着手した。 引き続き、温室効果ガスの削減に寄与する取組を推進していく。	改善済
意見	1-22(123)	広報・広聴の取組に係るPDCAサイクルについて	本庁及び各市場において、広報・広聴に係る各事業の目的及びその達成度合いに関する評価を聴取することはできたものの、各市場からの報告様式や本庁からの通知・指導の文書は確認されず、業務フローの中にPDCAサイクルが組み込まれているか、文書を通じて明確に評価することはできなかった。 広報・広聴の事業について、より有効な取組を実施できるよう、各市場においては報告様式を作成して本庁と情報共有を行うとともに、本庁からは重点項目・KPIや好事例の共有を行う通知を定期的に発出するなど、文書を通じて、PDCAサイクルがより有効に機能する仕組みの構築を検討されたい。	令和6年度から、各市場において実施している事業について、本庁から各市場に対して、重点的に取り組むべき事項を示した文書が発出するとともに、事業実施後の報告様式を共有し、事業実施後は各市場と本庁で実施内容を共有することとした。 また、本庁においては、事業の事例集を作成し、各市場の参考となるよう適宜、各市場に共有している。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-23(126)	経営計画における各事業の定量的な目標設定について	経営計画における各事業について、計画期間内における定量的な目標設定がなされていない。 経営計画の事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するという「PDCAサイクル」が確実に回るようにするためには、個々の事業に可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要となる。目標の設定に際しては、事業の結果としてのアウトプット指標、事業の成果としてアウトカム指標の両方を設定することが一般的には望ましい。 市場運営の特性や事業ごとの性質に応じて、可能な限り定量的な目標設定を行い、より有効なPDCAサイクルの仕組みを構築されたい。	経営計画に掲げた各施策について、進捗状況及び今後の課題を整理した。 今後の経営計画の見直しに当たっては、民間調査機関の知見等も活用し、定量的な目標設定が可能であり、かつ実効性ある指標の設定を検討し、計画に反映させていく。	改善中
意見	2-1(131)	執行状況を反映した予算の見積りについて	補助金の予算額に対する執行率を確認したところ、執行率が20%~30%台、他の補助金に比べ相対的に低いものが存在していた。執行率が低い要因は補助金により異なるものの、執行率が低い補助金については、当初予算策定の段階で、市場業者との経営相談等のコミュニケーションを通じて、現行の補助金制度に対する申請の意向や、潜在的に補助を受けたい事業は何かといった需要を聴き取り、より効果的な予算額の見積りができるよう検討されたい。	執行率が低い補助金について、令和6年度以降、市場業者への聞き取りを通じてニーズを把握し、制度の利用が見込まれる事業者に対しては、個別に制度を周知するなど利用促進を図っている。 また、令和5年度の執行実績や事業者ニーズを分析し、申請件数や金額などを踏まえ、令和7年度の予算見積りに反映した。 今後も執行実績の分析を継続し、需要動向や制度改善の視点を踏まえた上で、より精度の高い予算見積りに取り組んでいく。	改善済
意見	2-2(132)	適切な補助予算額の設定について	東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金は、設備の新規購入代金又は新規リース料を補助対象としている。補助限度額を250万円と設定しているが、これは単年度で最大250万円の購入補助を想定したものである。令和4年度の執行状況は65万6千円、26.2%の執行率であり、執行額の全額がリース料に係るもので、令和5年度以降も引き続き交付が予定される案件に係るものである。 この点、予算の一部がリース料補助として継続的に執行されているため、要綱で定める単年度250万円の購入補助がでない状況となっている。 予算額の見直しなどにより、補助金交付要綱と予算額の整合を図られたい。	要綱で定める単年度250万円の購入補助申請があった場合にも対応できるよう、令和7年度予算を措置した。 引き続き、新規需要の有無について各市場に事前調査を行った上で、適切に予算額の見直しを行っている。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (132)	市場業者への補助金制度の周知活動の有効性評価について	都では、補助金申請のきっかけ等について聞き取りによるアンケートを実施し、チラシのデザインの見直し等を行っている。一方で、有効性評価という点では、周知活動が実際にどの程度、補助金申請と結び付いたのか、どのような周知方法であれば知る機会が得られたのかといった、より広範な情報収集と検証を行う余地があるように見受けられた。 周知活動の有効性が十分に評価されないこと、効果の低い活動を続けてしまうリスクが生じ、市場業者も補助金制度を十分に認知することなく、経営課題を解消することが困難となる状況が想定される。そこで、周知活動の有効性の評価を行い、活動内容を見直すことで、PDCAサイクルを回すことが必要と考えられる。 有効性評価の結果によっては、現行の周知活動をより効果的なものに見直し得る情報が入手できると考えられるため、実施を検討されたい。	令和6年5月、市場業者を対象とした経営アドバイザー等の中で実施している経営支援策に係るアンケートの設問項目に、周知方法を追加した。また、周知活動の有効性を検証するため、経営強化推進事業における利用状況を分析し、事業者等に対するヒアリングを実施した。 これらを踏まえて、令和6年度には、補助金申請フローを分かりやすくまとめた記事や補助金の活用事例等を、市場業者向けの情報誌に掲載するなど、有効性の評価を踏まえた周知活動の改善に取り組んだ。 今後も、定期的な各場訪問の機会等を捉え、周知活動の効果を把握し、補助金の執行率向上に向けて取り組んでいく。	改善済
意見	2-4 (133)	経営相談等の結果の補助金制度への反映について	補助金の執行率を向上し、補助を必要とする市場業者に対して補助金が十分に実施されるためには、補助金の内容や金額規模が市場業者の需要に適合している必要があると考えられる。都では、経営相談等において市場業者から相談を受けており、補助金制度に係る相談も多くなされている。 需要に応じた補助金制度の見直しを、より効果的かつ効率的に行い、補助金制度がより有効に活用されるべく、経営相談等の内容をデータベース化するなど、より詳細に集計・分析して、その結果を補助金制度の内容に反映されたい。	令和5年度（令和6年3月）に、経営相談等で聞き取った市場業者の経営課題や課題解決に向けた取組等の情報に加え、補助金活用を検討中の事業内容や補助金額等の情報も統合し、データベース化した。これにより、補助金の事前相談から申請、実績に至る一連の情報が集約され、様々な角度から分析できるようになった。 令和6年度には、市場業者のニーズについてデータベースを分析し、令和7年度の補助金制度の予算へ反映させた。また、データベースの継続した運用を図るため、事務担当者用の手順書を作成した。 今後も、市場業者のニーズを踏まえた効果的な支援を行えるよう、データベースを活用していく。	改善済
意見	2-5 (134)	補助金交付要綱に定めた資料の提出期限遵守について	地方卸売市場管理衛生費補助金について、その補助金交付要綱に定める提出期限を超過して実績報告書が提出されていた。 補助金交付要綱に定める提出期限が遵守されるよう、要綱に基づき、補助金申請者に指導された。また、当該期間内の提出が実務上困難な場合は期間の見直しを行うなど、補助金交付要綱の改定も検討されたい。	令和6年6月に「地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱」を改正し、実績報告書の提出について期間の見直しを行った。また、補助対象事業者に対し、補助金の適正な処理について指導を行った。	改善済
意見	2-6 (135)	補助金交付申請に係る標準処理期間について	地方卸売市場管理衛生費補助金、地方卸売市場施設整備事業費補助金及び地方卸売市場地域貢献事業費補助金は、窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱に標準処理期間の定めがあるが、実際の運用は書類の受領日の把握方法がそれぞれ異なっており、受領後直ちに処理するため個々の受領日は把握していない場合や、日付順でファイリングを行うなどの対応があった。 標準処理期間は、処理の遅延による申請者の不利益を防止するために定めたものであり、その定めがある補助金であれば、受領日を把握することで処理期間を客観的に認識できるよう、明確に記録されたい。	令和6年6月に、補助金交付申請書への受領日記載について明記した事務取扱に関する規程を策定した。以後、処理期間を客観的に把握している。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	2-1 (135)	補助金交付申請の正確な審査について	「みんなのICHIBAづくり応援事業補助金」に係る交付決定について、全審査委員のうち1名による評点の合計点数が強くて計算されており、その点数に基づき交付決定がなされていた。 審査委員の評点は補助金交付の可否に直接影響するものであるため、交付決定の基礎となる点数計算を正確に実施されたい。例えば、審査項目は網羅的に検討されたか等、交付決定の際に改めて確認すべき項目をリスト化し、確認作業が正確に行われるような仕組み作りを検討されたい。	令和5年9月から、審査員の評点の集計に際し、複数の担当者による確認に加えて、自動計算機能を活用する確認体制を構築している。さらに、事務担当者用の手順書を作成し、再発防止を図っている。	改善済
意見	2-7 (136)	補助金交付申請内容の検討過程の記録について	「千客万来施設事業用地（5街区）を活用した賑わい創出事業補助金」交付申請に関する審査について、補助金交付要綱に沿った経費であると判断した検討の証跡が確認できないものがあった。 補助金の趣旨に合致しているかどうかについて名称などで明示的でないものについては、当該経費の適切性を判断した担当者・関係者の記憶が鮮明であるうちはよいが、時間の経過とともに説明が困難になり、後付けで判断当時とは異なる説明をしてしまう懸念がある。 事後的な検証や説明の根拠となるよう、実際の判断過程で内容を確認したり、認められるか議論があったポイントについて記載を残しておくことが有用と考えられるため、取扱いを検討されたい。	同様の補助事業実施の際に備え、補助金の交付申請の審査過程を事後的に確認できるよう審査マニュアルの修正を行うとともに、当該内容の共有及び引継ぎを徹底している。	改善済
意見	2-8 (139)	市場業者からの相談内容の整理分析と事業への反映について	補助金以外の経営支援策の効果的な実施についても、PDCAサイクルを回して、市場業者からの相談内容を集約分析する必要があると考えられる。都では、相談件数及び内容等を一覧化し、分析を行っていた。しかしながら、個別の相談を見ないと内容が把握できない状況にあり、必ずしも効果的、効率的な分析に有用な一覧表とはなっていない。また、市場業者からの相談内容等についての整理分析を一層効果的なものとするため、どのような事業に対して相談が多いのか等、より多様な情報をデータベース化する等して把握した上で、今後の経営支援内容等に反映することは、市場業者の課題をより理解した経営支援策の実施に資すると考えられるため、その仕組みを検討されたい。	令和5年度（令和6年3月）に、経営相談等で聞き取った市場業者の経営課題や課題解決に向けた取組等の情報に加え、補助金活用を検討中の事業内容や補助金額等の情報も統合し、データベース化した。これにより、補助金の事前相談から申請、実績に至る一連の情報が集約され、様々な角度から分析できるようになった。 令和6年度には、市場業者のニーズについてデータベースを分析し、経営支援策へ適宜反映させた。また、データベースの継続した運用を図るため、事務担当者用の手順書を作成した。 今後も、市場業者のニーズを踏まえた効果的な支援を行えるよう、データベースを活用していく。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-9(139)	市場業者のDX化推進に向けた取組について	経営計画ではDX化を推進しており、補助金制度の中にDX推進枠も設けている。その一方で、経営相談及び経営アドバイザーについては、データやデジタル技術等について高度な知識を有するDXの専門家を配置していない。DX化は専門知識を要するため、高度な知識を有する専門家が更なる需要を掘り起こしていくことも有用と考えられる。 経営相談の窓口としてDXの専門家を配置し、専門家を通じたセミナー、研修の実施や、中央卸売市場所管のもののみならず、都やその他利用可能な助成金制度の紹介等を行うことにより、市場業者からの相談を喚起することで、経営計画の目標の一つである「DXの推進等による市場業務の効率化」達成に資すると考えられるため、実施を検討されたい。	令和6年4月から、高度情報処理技術者など、DXに係る専門的な資格を有する者を経営相談員として委嘱し、相談体制を強化した。さらに、同年11月及び令和7年11月には、同相談員と連携し、デジタル化の進め方をテーマとした経営セミナーを開催し、デジタル化の参考事例や国・都などの支援制度を紹介した。	改善済
意見	3-1(142)	有形固定資産の現物実査について	固定資産の現物実査について、決算期の会計事務取扱要領には、「各課、各市場の所管する固定資産については、現物と固定資産管理簿を調査照合の上、相違がある場合は速やかに必要な措置を行う」旨の記載がなされているが、「車両運搬具」及び「工具器具備品」(動産)は定期的に実施されているが、その一部に「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分は現物実査の対象とされていない。 今回、監査人による現物確認手続を実施した63件のうち、22件の資産の実在性が確認できなかった。これは手続の対象外となった市場又は固定資産においても、同様の事例が存在することを示唆している。 固定資産の現物実査により、当該資産の実在性及び利用状況を定期的に確認するとともに、正常に機能するか否かを確認することは、資産の維持管理、ひいては適切な財務諸表の作成上、必要である。また、その対象は基本的に全ての固定資産としなければ、上記の維持管理上の目的を十分に達成することはできない。したがって、定期的な実査を行うことを検討されたい。	現行の固定資産台帳では、現物実査で資産の特定に必要な情報が不足しているものがあることから、現物実査に必要な情報を追記した整理台帳を作成し、3年のローテーションで定期的な実査を行う制度を整え、令和7年度から運用を開始した。 また、全ての固定資産のうち、工具器具備品、車両運搬具、土地、建物及び令和6年度に取得した資産について、令和7年4月から8月までに現物実査を全件実施した。 令和5年度以前に取得した機械装置、構築物等については、整理台帳を作成の上、引き続き現物実査に取り組んでいく。	改善中
指摘	3-1(143)	有形固定資産の除却漏れについて	監査人による固定資産の現物実査の結果、22件の資産の実在性が確認できなかった。 当該資産について、1件は耐用年数にわたり償却計算が続き、残りの21件は償却後の残存価額が財務諸表に計上される状態であるため、本来あるべき費用と仮定の対応を定めることとなっている。したがって、速やかに除却に係る手続により、台帳登録の是正及び除却の会計処理を実施されたい。	実在性が確認できなかった22件の資産について、令和5年度決算で、台帳登録の是正及び除却の会計処理を実施した。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	3-2(143)	有形固定資産の除却の誤計上について	豊洲市場の固定資産(その他のもの(さく井)地下水揚水設備)について、その部品の買入れに伴い、使用中の部品を廃棄したとして、会計上、除却処理をしていたが、実際には廃棄していなかった。これは、使用中のポンプと買入れたポンプを定期的に交換することで効率的かつ長期的な利用を行うという現場の運用が、管理部財務課により把握されていなかったことを要因としており、本来は資本的支出のみが計上されるべきであった。 固定資産の除却の誤計上は、正確な財務書類等の作成に支障を来すものであるため、管理部財務課と各市場は緊密に連携を取りながら、利用の実態や廃棄の事実を十分に確認した上で、会計処理を実施されたい。	除却誤計上があった資産について、令和5年度決算で会計上の是正処理を行った。 その上で、個別の資本的支出において、固定資産の計上時に既存資産の廃棄(除却)を伴うか否かを確認するプロセスとするよう、固定資産マニュアルに盛り込んだ。	改善済
指摘	3-3(143)	固定資産の一部除却について	豊洲市場の固定資産(コンプレッサー)について、既存設備の一部取替品であるものの、令和4年度の取得の際に新規資産として登録していた。 既存の設備の取外しと交換が実施されているため、固定資産台帳上、取り替えた既存設備の一部除却を行うことが必要と考えられる。しかし、当該取替対象資産が特定できないために、除却処理を行っておらず、固定資産の簿価が過大となってしまっている。 設備の現物が実在している中で、当該資産が台帳上いずれの資産であるか特定できないということは通常想定し得ない状況であり、速やかに当該資産の特定を実施の上、帳簿価額は是正されたい。	当該取替対象設備について、令和5年度決算で対象資産の特定及び帳簿価額の是正を行った。 その上で、個別の資本的支出において、取替時の資産を確認するプロセスとするよう、固定資産マニュアルに盛り込んだ。	改善済
意見	3-2(144)	有形固定資産のラベル管理について	固定資産台帳に登録された資産のうち、「車両運搬具」及び「工具器具備品」については固定資産管理簿を作成し、各市場に配布するとともに、アララ等による備品シールを貼付して管理が行われている。 この運用は、「車両運搬具」及び「工具器具備品」に限定されているが、ラベル管理も原則として全ての資産について実施しなければ、資産の所在や状態はもちろん、資本的支出がどの資産について実施されたのかを厳密に把握することが困難となる。 また、市場には卸売業者等の外部の資産が多数存在するため、都保有の資産であることを明示しなければ、誤って本来の用途から外れた利用がなされることや撤去されてしまうことも想定される。 したがって、構造上困難な場合を除き、原則として全ての資産について、ラベルの貼付を行い管理することを検討されたい。	都保有資産のラベル貼付について、固定資産の現物実査に併せて、令和7年11月までに管理対象固定資産の全てにラベル貼付を行った。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-3 (144)	複数保有の有形固定資産に係るラベル管理について	本庁所在の固定資産（大型ディスプレイ）は、現在、ラベル管理が行われている「車両運搬具」及び「工具器具備品」に該当し、2台保有しているものの、固定資産台帳への登録が1件の資産として行われている。監査人による現物確認の結果、別の部屋に保管されており、2台ともラベルの貼付は確認されたものの、ラベルには同じ資産番号が記載されていた。 複数の資産に同じ資産番号のラベルが貼付された場合、それぞれの所在や状態が異なるにもかかわらず画一的な管理となることや、複数個存在する事実が適切に把握されないことが想定される。 したがって、複数個保有する資産については、資産番号に枝番を加えたラベルを貼付することを検討されたい。	都保有資産のうち、複数個保有する資産の全てに、資産番号に枝番を加えたラベル貼付を行った。	改善済
指摘	3-4 (146)	有形固定資産の計上について	大田市場で購入した2灯式LED投光器等3点の物品については、耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上の工具器具備品であるため、固定資産として計上し管理する必要がある。 これらの物品は、令和4年度において一時の費用として会計処理され、また、固定資産台帳への登録がなされていないため、令和4年度の費用の過大計上がなされているのみならず、実物は固定資産管理簿等による管理がなされていない。 したがって、速やかに固定資産取得の手続きを行い、台帳登録及び会計処理の是正を実施されたい。	対象物品について、令和5年度決算で固定資産台帳への登録及び会計上の是正処理を行った。 その上で、備消耗品費で購入しようとする物品について、資産計上の対象が否かを確認するプロセスを固定資産マニュアルに盛り込んだ。	改善済
指摘	3-5 (146)	固定資産の計上区分について	本庁及び大田市場に所在する製図ソフト等2点の資産については、本来、ソフトウェアとして計上すべきパッケージソフトであるところ、工具器具備品で計上されていることが判明した。 同資産は、いわゆるインストール型のパッケージソフトであるが、その資産性は、媒体であるDVDではなく、インストールしたソフトの内容により評価されるべきであり、無形固定資産で計上することが一般的である。 したがって、適切な償却計算や財務諸表における表示のため、固定資産台帳における登録及び会計処理を是正されたい。	対象資産について、令和5年度決算で、固定資産台帳への登録及び会計上の是正処理を行った。	改善済
意見	3-4 (146)	ソフトウェアの計上基準について	固定資産名簿には、無形固定資産の区分として「借地権」、「施設利用権」、「電話加入権」のみしか規定されておらず、他のソフトウェアの計上基準を定めた規定は存在していない。 一般的に、ソフトウェアは実物が存在しないため、計上に当たっては有形固定資産よりも複雑な判断を伴う場合が多く、明確な判断基準がなければ、担当者の判断により、計上区分の誤りやそもそも資産計上がなされないという事態につながりかねない。 今後無形固定資産として新たに計上する資産は、主にソフトウェアであることが想定される。 同一の取引について判断が異なることが生じないように、ソフトウェアについても、固定資産名簿等に明確な計上基準を規定することを検討されたい。	ソフトウェアについて、会計事務所との意見交換等を踏まえ、固定資産名簿に明確な計上基準を規定した。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-5 (147)	複数市場にまたがる工事に係る資産計上について	板橋市場における固定資産（衛生器具）について、計上元となる工事は、板橋市場外7市場にわたって手洗器等の設置を行う工事であるが、各市場における手洗器の設置数及び車庫は設計図面から確認可能であり、その他部材及び工事費等についても手洗器の設置数などを基準として按分することで各市場の資産計上額の合理的な算定が可能であったにもかかわらず、合理的な按分基準がないものとして、関連する市場全てで均等な額を資産計上している。 異なる場所に設置された固定資産については、合理的な按分基準をもって固定資産の取得価額を算定していない場合、除却額や資本的支出が否かの判断が、実態と合わないことが生じ得る。また、固定資産台帳における計上金額が現物の規模と見合わない場合、固定資産の数や所在場所が適切に把握できず、有効な管理が実施できないことも想定される。 複数の市場にまたがる工事については、可能な限り合理的な基準をもって、実態に合った取得価額で固定資産を計上することを徹底するとともに、局内での按分計算に困難が生じることが見込まれる場合は、見積書に市場別の金額明細を含むよう外部業者に依頼するなどの対応を講じることを検討されたい。	複数の市場にまたがる工事について、実態に合った取得価額で固定資産を計上するよう、固定資産チェックリストに規定した。	改善済
意見	3-6 (149)	固定資産の資本的支出に係る固定資産台帳への登録について	資本的支出について、固定資産台帳への登録は、同一資産における帳簿価額の増加及び同額の一部除却を実施しているため、資本的支出部分も当初取得の固定資産と同じ償却率で行われることとなる。 地方公営企業法施行規則で定める減価償却は、同規則附表の法定耐用年数に基づくことが定められている。したがって、資本的支出についても、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものと、その種類と法定耐用年数に応じて減価償却を行っていくことが妥当である。また、現行の処理では、当初取得資産が平成10年以前に取得されたものである場合、同規則の一部改正に伴う変更以前の耐用年数を適用した償却計算が行われることにもなる。 現行の処理は、実務上、一定程度普及しているものであり、過年度の資本的支出について適宜に修正を行うことは、対象資産が多く実務上も困難であるとするれば、将来の資本的支出については、適切な損益計算を実施する観点から、法定耐用年数を用いた新規の登録及び償却計算を実施されたい。	令和5年度決算から、資本的支出について、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして台帳登録し、償却を行うこととした。 さらに、同処理について固定資産決算チェックリストに規定した。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-7(149)	固定資産の一部除却について	固定資産に関する資本的支出に伴う一部除却については、更新部分に対応する既存資産の取得価額を合理的に算出できないという理由で、便宜上、資本的支出の取得価額と同額で処理を行っている。 資本的支出は、一般的に、既存資産における対応部分よりも取得価額は高額になるため、資本的支出と同額の一部除却を実施した場合、更新に対応する部分の本来の取得価額よりも高い金額で除却してしまうこととなり、差額部分が除却損として会計処理されることとなる。当該差額部分は、本来は減価償却により耐用年数にわたって費用化されるべきところを一時の費用とするものであり、損益計算を歪めかねない原因となる。 一律に資本的支出の金額を一部除却するのではなく、既存設備の取得の際の工事内訳書等が存し、合理的に対応部分の取得価額を算定することができる場合等には、その判定フローを導入することで、可能な限り実態に沿う合理的な金額で一部除却を実施することを検討されたい。	既存設備の取得の際の工事内訳書等が存し、合理的に対応部分の取得価額を算定することができる場合等の判定フローを、固定資産決算チェックリストに規定した。	改善済
意見	3-8(150)	固定資産台帳の各市場との共有について	固定資産台帳への登録は、各市場に所在する固定資産についても管理部財務課で実施しているが、固定資産管理簿を作成する「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分の固定資産については、台帳の写し等を各市場に配布することは行われていない。 この場合、各市場に所在している資産を現場担当者が網羅的に把握することができず、その実在性や保存状態について管理が十分にされないことが想定される。 各市場の資産の所在や保存状態を管理部財務課が網羅的に管理することも現実的ではなく、各市場が破損や老朽化による修繕の要請を出す際に、該当資産を台帳上で把握できないことは効率性に欠ける。局全体における台帳に基づく固定資産管理が実効的なものとなるよう、固定資産台帳への登録内容は全ての区分について、所管する市場と情報を共有することを検討されたい。	令和5年度及び令和6年度に、所管する市場と固定資産台帳を共有した。 また、固定資産台帳の見方について、固定資産マニュアルを整備し、各市場と共有した。	改善済
意見	3-9(151)	修繕費支弁基準について	資本的支出と収益的支出の区分について、修繕費支弁基準に定めている「原則として各単位資産名称毎の年間取替又は改修が、帳簿原価又は数量等の30%以内」という形式判断は、前提として実態判断を実施し、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合に適用すべきものであるが、同基準にはこの前提が規定されていない。 したがって、修繕費支弁基準について、形式判断の前段として実態判断を行う旨を規定し、かつ、その実態判断についても一定の指針を策定することを検討されたい。	修繕費支弁基準について、形式判断の前段として実態判断を行う旨を規定する「市場会計における収益的支出の区分基準(修繕費支弁基準)」を策定し、令和7年度予算編成から適用している。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	3-6(154)	固定資産の耐用年数について	固定資産台帳の閲覧の結果、耐用年数の改定が行われた平成11年4月1日以降取得の固定資産について、改正前の耐用年数が計上されているケースが30件識別された。 地方公営企業法施行規則における耐用年数の改定は、基本的には耐用年数を短縮するものであったため、耐用年数の登録に誤りがあった資産については、全体として減価償却費が過少に計上されていたものと考えられる。 したがって、直ちに固定資産台帳上の耐用年数の登録を是正されたい。	改正前の耐用年数が計上されている資産について、令和5年度決算で、固定資産台帳上の耐用年数の登録を是正した。	改善済
意見	3-10(154)	耐用年数に係る事務処理について	耐用年数の改定が行われた平成11年4月1日以降取得の固定資産について、改正前の耐用年数が計上されているケースが30件識別された。 耐用年数の改定前後でこうした誤りが生じることは想定されるものの、改定後、相同期間が経過した令和2年の取得においても同様の誤りが発生していることは、局内における周知が不足しているものと評価せざるを得ない。 したがって、局内の要領やマニュアルにおいて、耐用年数登録の際の留意点を改めて記載すること等を通じて、単に旧資産の耐用年数を引き継ぐのではなく、適正な年数での登録がなされるように周知徹底を図られたい。	決算時において、固定資産の計上にかかる耐用年数登録の際の留意点を、固定資産決算作業チェックリストに規定した。 さらに、固定資産マニュアルに当該留意点を記載し、局内で周知した。	改善済
指摘	3-7(155)	貯蔵品名鑑の作成について	東京都中央卸売市場財務規則第62条第2項には、「たな卸資産の区分、品目及び単位呼称は、貯蔵品名鑑として市場長が別に定める」と規定されているが、貯蔵品名鑑は作成されていない。 貯蔵品名鑑は、たな卸資産としてどのような品目を計上すべきかを具体的に示すものとして重要であり、当該名鑑がないため、担当者が物品の管理及び会計処理について、適切かつ統一した判断を実施することができない。 また、各市場には、切手等の現金同等物や工事用資材、非常用備蓄食料、ヘルメットといった防災用品、白衣や長靴といった衛生用品等が所在しており、これらについて同規則に定めるたな卸資産としての出納管理及び会計処理の実施を検討する必要がある。 各担当者が特定の物品等について、たな卸資産として出納管理及び会計処理すべきか適切に判断できるよう、貯蔵品名鑑を作成されたい。	物品の管理及び会計処理について、適切かつ統一した判断ができるよう、他都市や他局への調査及び各場における棚卸資産の保有状況調査を行った上で、貯蔵品名鑑を作成した。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-11 (157)	資産外物品の現物実査について	<p>資産外備品について、決算期の会計事務取扱要領には、「供用者は①資産外備品整理簿、②資産外備品専用票及び共用票、③現物の3つを突合する」ことで状況を把握する旨が記載されているが、実際には、その適用は各課及び各場で統一に行われていない。</p> <p>また、財務規則に定める資産外備品現在高調書の作成はなされているものの、あくまで帳簿間の整合性の確認にとどまり、ラベル管理と現物確認による所在の把握が統一になされていないため、実在する備品の状況に基づいた文書の作成とは評価できない。</p> <p>資産外備品の管理が十分になされない場合、紛失や破損につながり、適切な管理が行われていなければ避けられるはずの支出が追加的に生じる可能性がある。</p> <p>したがって、資産外備品の現物実査により、当該資産の実在性及び利用状況を定期的に確認するとともに、正常に機能するか否かを確認することは、無用な支出を抑制し、現在の経営資源を有効活用する上で必要であるため、基本的に全ての資産外備品を対象に定期的な実査を行うことを検討されたい。</p>	<p>全ての資産外備品について、定期的に現物実査を行うこととし、令和6年度及び令和7年度に各課及び各場の全ての資産外備品を対象に実査を行った。</p>	改善済
指摘	3-8 (157)	資産外備品の除却漏れについて	<p>監査人による資産外備品の現物実査の結果、実在性が確認できないものがあつた。</p> <p>当該備品については、会計上は既に費用として処理されているため、除却損等による財務諸表への影響はないものの、帳簿上に記載があるため、適時に再調査の判断を行うことができず、業務上必要となつた際に利用できない可能性が生じている。</p> <p>したがって、速やかに用途の廃止に係る手続により、資産外備品整理簿を是正されたい。</p>	<p>令和6年度に各課及び各場の資産外備品の実査を行い、実在性が確認できなかったものについて、資産外備品整理簿から除却した。</p>	改善済
意見	3-12 (158)	資産外備品のラベル管理について	<p>資産外備品については、備品シールの貼付による管理が管理部財務課から指示されておらず、各市場において運用が異なっている事実が識別された。</p> <p>ラベルが貼付されていない場合、現物と資産外備品整理簿との対応関係が識別できず、整理簿により出納を管理するという本来の目的の達成が困難となる。</p> <p>また、市場には卸売業者等の外部の資産が多数存在するため、都保有の備品であることを明示しなければ、誤って本来の用途から外れた利用がなされることや、撤去されてしまうことも想定される。</p> <p>なお、机やいすのように複数個保有している資産外備品に「資産外備品」とのみ記載されたラベルが貼付された場合、それぞれの所在や状態が異なるにもかかわらず同一箇所に管理となることや、複数個存在する事実が適切に把握されないことが想定される。</p> <p>したがって、構造上困難な場合を除き、原則として全ての資産外備品について、ラベルの貼付を行い管理することを検討されたい。</p> <p>また、複数個保有する備品については、備品名に枝番を加えたラベルを貼付することを検討されたい。</p>	<p>資産外備品について、令和7年9月にラベルの記載内容及び貼付方法等を資産外物品名鑑に規定し、ラベル貼付による管理を開始した。</p>	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-13 (158)	資産外物品名鑑の見直しについて	<p>資産外物品名鑑は、平成12年4月1日に制定され、それ以降は改定されていないため、名鑑に記載のある分類や品名には過不足が見られる。</p> <p>したがって、現在の実態に即した分類及び品名が網羅されるように、資産外物品名鑑の改定を検討されたい。</p>	<p>各課及び各場の資産外備品の実査を行い、令和7年9月に、現状に即した内容に資産外物品名鑑を改定した。</p>	改善済
指摘	3-9 (159)	資産外備品現在高調書の提出について	<p>東京都中央卸売市場財務規則第85条第2項は、「資産外備品の供用者は、毎事業年度3月末日現在において、資産外備品現在高調書を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出する」と定めているが、各市場において資産外備品現在高調書を管理部長に提出するフローが、平成28年度を最後に運用されていない。</p> <p>資産外備品は基本的に各市場での管理であるものの、その現在高が管理部長すなわち本庁に報告されなければ、局全体として資産外備品が適所に保有されていないか、有効に活用されているかの評価を行うことができない。また、調書を正確に作成する動機付けが乏しくなり、単純に書類の形式を整えるのみで、現物との突合といった手続がおろそかになる可能性がある。</p> <p>したがって、財務規則の定めどおり、資産外備品現在高調書を各市場より管理部長に報告する運用とされたい。</p>	<p>資産外備品現在高を適切に把握、管理するため、令和6年度から、資産外備品現在高調書を各課及び各場から管理部長に報告する運用とした。</p>	改善済
意見	3-14 (162)	内部統制の観点からの固定資産の管理について	<p>令和4年度の固定資産台帳に基づく監査人の現物確認の結果、重要物品について固定資産台帳の削除漏れが複数識別されている。</p> <p>当該削除漏れは、局の令和4年度内部統制評価制度における自己評価の手続上、内部統制上の不備に該当するものではないが、今後、同様の事例が生じることのないよう、本庁及び各市場が連携し、留意していく必要がある。</p> <p>今回の監査により検出された固定資産台帳の削除漏れを踏まえ、適時適切に予防・発見する観点から、重要物品の管理の改善を検討されたい。</p>	<p>重要物品の管理について、内部統制評価制度における自己評価を引き続き適切に行うとともに、固定資産台帳の削除漏れを適時適切に予防・発見する観点から、固定資産の整理台帳の作成及び定期的な現物実査を実施する体制を整備し、令和7年4月に運用を開始した。</p>	改善済
意見	3-15 (163)	財産管理の効率性・有効性の強化について	<p>財産管理の全般にわたり、事務処理の誤りや非効率的な業務処理を多く識別している。本庁の部課と各市場の役割分担において、本庁が各市場の実態を十分に把握しきれない、あるいは反則に、各市場が本庁に集約された情報にアクセスできない、という構造的な問題も見られる。</p> <p>保有財産が多く、各市場に分散しているからこそ、共通的な取扱いを周知徹底することが、今後の財産管理機能の維持・強化に資するものと考えられる。</p> <p>市場全体の財産管理の効率や有効性を高める観点から、今回の監査における指摘・意見を踏まえた財産管理に係る研修の実施を検討されたい。</p>	<p>市場全体の財産管理の効率や有効性が高まるよう、財産管理に係る一連の体制及び固定資産マニュアルを令和7年3月に整理した。</p> <p>その上で、令和7年9月に各所管に対して、財産管理に係る研修を実施した。</p> <p>今後も定期的に研修を実施していく。</p>	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-16(166)	売上高割使用料の過少報告への対応について	<p>仲卸業者が仲卸業務を行う市場内において、当該市場の取扱物品に属する物品を、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合には、当該業者は、東京都中央卸売市場条例及び同条例施行規則に基づき各市場に対してその販売実績について報告し、都は売上高割使用料を徴収する。</p> <p>都が、令和4年度に市場条例に基づく検査を実施したところ、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した実績が過少に報告された事例が複数確認された。</p> <p>本件過少報告の事実により、当該仲卸業者については、直近1年間のみならず、過去数年においても過少報告があった可能性が想定される。</p> <p>しかし、都は、市場条例に基づく検査の対象年外に外れているという理由で、過年度の過少報告の有無についての追加調査を実施していない。過年度についても過少報告の有無に係る調査を実施し、過少報告が認められた場合は、売上高割使用料の追徴を行うことを検討されたい。</p> <p>また、他の仲卸業者にも、同様の誤りが生じている可能性が考えられる。したがって、同じ市場に関連会社を有する仲卸業者に対しても同様の調査を実施するとともに、再発防止の観点から、本件過少報告の事例について、他の市場・業者等に周知することを検討されたい。</p>	<p>令和6年4月、仲卸業者に対する検査マニュアルを改訂した。</p> <p>直荷の過少報告が判明した場合、当該仲卸業者に対する過年度における直荷の報告状況について調査するとともに、他の仲卸業者についても関連会社からの仕入れ等の類似事例の有無を調査するなど、各市場と連携し、適切に対応することとした。</p> <p>また、再発防止の観点から、過少報告事例について各市場や仲卸業者等に周知を行った。</p>	改善済
意見	3-17(166)	卸売業者等の取引金額・数量の収集について	<p>売上高割使用料の算定に当たり、卸売業者等の取引金額・数量の実績を、毎月収集しているが、提出媒体は紙媒体となっており、市場職員による表計算ソフトへの手入力が生じている事実を識別した。</p> <p>売上高割使用料は実績に応じた調定額となるため、実績の把握が効率的かつ正確に行われる必要があるが、紙媒体により提出を受け、職員が手入力を実施していることから、転記の手間が生じ、入力ミスも想定される。</p> <p>売上高割使用料算定に係る事務の効率性と正確性を担保し、ペーパーレス化を推進するために、卸売業者等からの取引金額・数量の実績の提出は、データ形式に統一するよう協力を求めていくことを検討されたい。</p>	<p>入力事務の効率性と正確性を担保するため、卸売業者が都に紙媒体で提出している「売上高月計表」について、メール及び電子申請システム(LoGoフォーム等)での提出が可能となる売上高月計表の申請フォームを作成した。</p> <p>また、令和6年に全卸売業者に対して説明会を実施し、メール及び電子申請システム(LoGoフォーム等)を用いた提出等について、協力を求めた。</p>	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-18(168)	共用部分の利用について	<p>各市場には、市場関係者が使用許可を受けている施設のほかに通路などの共用部分があり、共用部分における市場関係者の所有物の放置等による占用的な利用は、市場の業務に支障を及ぼす可能性がある。</p> <p>この点、共用部分に市場関係者の所有物(空箱、荷棚、冷蔵庫、車両等)が放置されているものと判断される事例が、複数識別された。</p> <p>荷物等の業務の便宜上、空箱等が共用部分に一時的に配置されることは想定されるものの、長期間かつ広範囲にわたるような状況は適切でない。</p> <p>したがって、市場施設使用許可の申請者に対しては、共用部分の利用について適切な範囲内での利用を周知するとともに、市場職員による巡回の際等に利用の実態を把握し、状況に応じて指導を行われない。また、共用部分において放置物等による占用を把握した際は、状況が明確となるよう、文書や写真で記録するなどの対応を検討されたい。</p>	<p>令和6年4月に、各市場の共用部が適正に利用されるよう、使用許可を受けている事業者の適正利用について、各場へ周知を行った。</p> <p>また、令和6年度及び令和7年度に、全11市場の現地調査を行い、市場業者の所有物による占用が見受けられた場合は、文書や写真で記録し、使用許可を受けている事業者に対して、市場職員による必要な改善指導を行った。</p>	改善済
意見	3-19(171)	廃棄物処理経費負担金の負担割合について	<p>築地市場から豊洲市場への移転後、市場内共用部の廃棄物の割合は、築地市場に比較して、相当程度変化している可能性がある。また、都が公表しているデータ(東京都中央卸売市場 市場別廃棄物発生割合(令和2年度))によれば、一般廃棄物の重量は豊洲市場が6,27t(32.4%)と大田市場に次いで多く、市場全体の廃棄物処理費用の負担割合に比較的大きな影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>都は、市場内共用部の廃棄物の割合に関して、豊洲市場への移転後の令和2年度に清掃業者へのヒアリングを行っているが、豊洲市場における事業者排出分と共用部排出分の割合は9:1程度との結果から、共用部排出分として、現在、都が負担する15%から大きく乖離しているとは言いえないこと、共用部排出分割合の全市場平均は15%程度であるとの認識から、負担割合の変更は行っていない。</p> <p>しかしながら、清掃業者へのヒアリング結果のみでは、全市場において一括して、引き続き負担割合を15%としている根拠として明確とは言えない。</p> <p>適切な負担割合を定めるためには、まず、廃棄物の排出実態を把握することが必要である。共用部分から排出される廃棄物の量について実態調査を行うことは、相応の労力やコストを要し、また、日常業務にも影響を及ぼすものであるが、市場移転という大きな環境変化があったこと、また、平成17年に行われた前回の全市場実態調査から17年を経過していることから、廃棄物処理経費の適正な負担割合について再検討するための資料として、各市場から排出される廃棄物に関し、定量的なデータを改めて入手するための調査の実施を検討されたい。</p>	<p>各市場の清掃状況確認を行うとともに、共用部(東京都専有部含む、以下同じ)から排出される一般廃棄物の量を調査するため、令和7年度に調査委託の予算を措置した。</p> <p>今後、同調査委託等において、各市場共用部の一般廃棄物の重量等を計測し、定量的データをとりまとめることにより、実態把握を進めていく。</p>	改善中

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-20 (174)	滞納整理事務について	<p>滞納整理事務処理要領に定める「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」については柔軟な判断がなされており、分納の金額や納付時期に計画との相違がある場合でも、監督処分審査会への付議の手続に進む事例は、令和4年度において該当がなく、滞納整理委員会も、開催実績が直近で確認されていない。</p> <p>滞納者の事業継続に向けての支援という観点からは、必ずしも厳格な判断を下す必要はないと言えるが、現状、各市場における債務者への対応は、各市場の判断に委ねられている部分も多く、運用基準が設けられていない。行政財産が有効に活用されているかという観点を踏まえると、各市場における判断及び対応に不均衡が生じないよう、一定の取扱い基準を設ける必要があると言える。</p> <p>また、統一的な基準・指針を作成した上で、個々の債務者に係る対応を検討するに当たっては、各市場でのノウハウを共有し、判断事例を局レベルで整理・蓄積していく意味でも、組織横断的な情報連携を行うことが有効と考えられる。</p> <p>したがって、滞納者の事業継続と、債権の回収可能性及び市場施設の有効活用のバランスを考慮した上で、「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」の定義とその取扱いに関する統一的な基準・指針の作成及び組織横断的な情報連携について、効率的・効果的な方法を検討されたい。</p>	<p>滞納整理事務について、各市場における判断及び対応に不均衡が生じないよう、「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」の定義とその取扱いに関する統一的な基準・指針を令和7年8月に策定した。</p> <p>その上で、組織横断的な情報連携として、債権管理情報連絡会を令和7年9月に実施した。</p> <p>今後も定期的に情報連携を実施していく。</p>	改善済
意見	3-21 (175)	旧システムの登録内容の移行について	<p>令和4年度における収納管理事務システム導入時に過年度計上分の債権を移行する作業を実施したが、その際に、旧システムにおける登録内容をそのまま引き継いだことにより、債務者名「手書き分」と登録された未収金が、令和4年度末時点で7,482,343円（152件）存在している。</p> <p>当該「手書き分」については、いずれも収入調定を実施した市場において債務者名を把握しており、当該債務者への滞納整理や入金突合作業等の事務手続に影響は生じていないとの回答を得ている。</p> <p>しかし、中央卸売市場会計において生じる債権を統一的かつ効率的に管理する上、収納管理事務システムの導入目的からすれば、登録内容の特定のために、各場で把握している情報と照合する必要があるのは非効率であり、「手書き分」について、突合の手間を省くため、実際の債務者名で登録を行うことが適切であると考えられる。</p> <p>「手書き分」について、入金突合作業等に影響を与えず、かつ、どの債務者に対する債権なのかを識別できるように形で、登録内容の更新を検討されたい。</p>	<p>「手書き分」について、入金突合作業等に影響を与えず、かつ、どの債務者に対する債権なのかを識別できるように、各市場と調整した上で、令和7年10月に委託による登録内容の更新を実施した。</p>	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-22 (176)	破産更生債権の計上区分について	<p>中央卸売市場会計の決算書上、破産更生債権等は流動資産の未収金に含まれて計上されており、それに対応して、貸倒引当金も全て流動資産の控除項目として表示されている。</p> <p>ここで、破産更生債権等は4つの基準で分類しているが、いずれの要件も相当の期間、回収が見込めないことを示唆するものであり、各破産更生債権等について個別に流動・固定を分類する場合はともかく、破産更生債権等全体について分類する場合は、これらの要件を充足する債権については、「1年内に弁済を受けることができていることが明らか」と判断するのが保守的かつ合理的であると言える。</p> <p>したがって、破産更生債権等については、貸借対照表の作成において、固定資産の部の投資その他の資産に「破産更生債権等」として独立掲記するとともに、対応する貸倒引当金を控除項目として開示されたい。</p>	<p>破産更生債権等について、令和5年度決算時に「破産更生債権等」として独立掲記し、対応する貸倒引当金を控除項目として開示した。</p> <p>さらに、決算マニュアルに記載し、令和6年度決算においても、破産更生債権等及びこれに対応する貸倒引当金を固定資産にて表示した。</p>	改善済
意見	3-23 (179)	検査の実施方法について	<p>令和3年度「大田市場他手洗器等改修工事」について、手洗器の設置箇所は9市場であったが、実際に現物の検査を実施したのは2市場のみで、工事完了届等の書面により完了の事実の確認及び検査がなされた市場もあった。</p> <p>東京都検査事務規程には、「検査は、個別に、実地について行なうものとする。」とあり、9市場にまたがる工事の場合は、各市場における施行箇所について、工事の完成を実地で確認することが必要となる。</p> <p>また、工事完了届等の閲覧だけでは工事の正確を識別することができない可能性がある。本件手洗器は「衛生器具」として「その他設備」の区分で計上されているが、当該区分は各市場における固定資産台帳に基づく現物管理の対象外であるため、各市場においても現物の状況を把握していないという事態が生じかねない。</p> <p>検査の対象が複数の所管にわたる場合も、同規程に沿った検査を実施されたい。</p>	<p>適切に現物の検査が行えるよう、履行場所が複数箇所にあつた案件については、案件の実情に合わせた検査員の指名を行った。</p> <p>さらに、案件の実情に合わせた検査員の指名を行い、検査の実効性を高めるため、検査員の指名に係る具体的な運用方法を定めた検査員の引きを策定した。</p>	改善済
意見	3-24 (179)	1者入札への取組について	<p>指名競争入札において、複数業者を指名するも結果的に1者応募となった案件について、原因調査の取組として電子調達システムに記載された任意指名業者等の辞退理由の確認が実施されていたが、その結果を将来の入札案件に反映させるPDCAサイクルの実施例は、明示的に確認できなかった。</p> <p>1者入札については、有効性や経済性の観点から可能な限り避けるべきであり、原因調査を実施した上で、その結果を将来の入札案件の起案及び予定価格形成の段階に生かしていくことが必要となる。</p> <p>したがって、入札辞退者等から理由を聴取するなどの原因調査の取組の実施を検討されたい。</p>	<p>令和6年度の市場長契約において1者入札となった案件について、起工担当による原因調査の取組を実施した。</p>	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-25(181)	検査の運用について	検査を担当する検査員については、原則として、対象案件の業種を専門とする職種の職員を検査員として指名しているが、必ずしも検査対象に精通していない場合もあったとのことであり、その場合は、検査時に専門職種や現場に詳しい職員が同行し、検査員の能力を補完する措置が取られていた。しかし、その措置は必要に応じた取扱いであり、局内で明確な運用方針等は識別されなかった。 専門知識を要する仕様の確認や判断が必要な検査について、検査の実効性を担保するため、適切な職員を検査員に指名し、検査させる必要があることから、局内で検査員の指名に係る具体的な運用方法を検討されたい。	案件の実情に合わせた検査員の指名を行い、検査の実効性を高めるため、令和7年9月に、検査員の指名に係る具体的な運用方法を定めた検査員の手引きを策定した。	改善済
意見	3-26(183)	東京都中央卸売市場日報について	統計情報に関する訂正が生じないようにする予防策として、卸売業者によるデータ入力時のダブルチェックに加え、市場の担当者から、誤入力を防ぐための指導を行っているが、データ入力後、公表される前に誤入力が発見される仕組みは整備されていない。また、ホームページで公表されている訂正履歴を参照すると、簡易な分析でも発見できる誤入力も含まれている。 日々の売買取引の結果等を公表するに当たり、速報性を重視している性格上、ある程度のデータ誤入力は訂正による対応となっているものの、例えば、訂正履歴を分析し、発生頻度が高い項目を、誤入力の疑いがあるパターンとして各市場担当者に周知し、誤入力の疑いがあるパターンに当てはまるデータについて、適時に卸売業者に問い合わせる等、事前に誤入力を発見できる仕組みの構築について検討されたい。	統計情報の誤入力防止を図るため、これまでの訂正履歴を定量的に分析した結果、価格の誤入力が多いことが判明した。 そのため、市場ごとに発生頻度の高い品目をリストアップして品目ごとの価格の基本統計量(平均値、中央値、最大値、最小値)等を作成し、分析結果等を取りまとめた。 その上で、令和7年7月に各市場担当者に周知を行い、分析結果等を日々のデータチェックに用いることで、誤入力の疑いを発見した場合は卸売業者に問い合わせ確認・修正を行い、誤入力を防止できる仕組みを構築した。	改善済
意見	4-1(185)	減損におけるグルーピングの考え方について	減損におけるグルーピングは、減損の検討の土台となる重要な要素である。中央卸売市場会計では、固定資産のグルーピングについて、市場全体をグループ単位としているものの、その旨は、規程や会計方針に記載されていない。局は、市場全体をグループ単位とする理由について、11市場が一体となって供給網機能、物流最適化機能、代替補充機能を発揮している旨を挙げている。 総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」では、固定資産グループについて、「複数の固定資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであって最小のものをいう。」との記載にとどまるが、企業会計においてグルーピングは、「他の資産又は負債グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う」とされ、管理会計上の区分や投資意思決定を行う際の単位等を考慮することとされている。また、複数のグルーピングの単位のキャッシュ・フローが相互に補完的な影響を及ぼし合っている場合は、補充関係にある当該複数の単位を一体としてグルーピングすることが適当とされる。 グルーピングの単位及びその根拠について、上記の事項を考慮して整理の上、検討の過程及び結果が明確となるよう、会計に関する規程等に記載することを検討されたい。	減損におけるグルーピングの検討及び判断過程について、令和5年度及び令和6年度決算の根拠資料に記載した。 さらに、グルーピングの単位及びその根拠について整理の上、検討の過程及び結果が明確となるよう、令和7年7月に減損取扱指針を策定した。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-1(185)	減損の兆候判定について	令和2年度から令和4年度まで、中央卸売市場会計は当年度純損失を計上し、損益が継続してマイナスとなっているが、中央卸売市場は、豊洲市場への移転関連経費の増加による損益マイナス見通しをあらかじめ認識した上で、今後の経常収支の黒字化に向けて、経営計画での取組を進めているところであることを理由に、キャッシュ・フローのみを判定に用いて、減損の兆候には該当しないとされている。 減損の兆候判定の要件について、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」によると、「固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」となっており、キャッシュ・フローのみではなく、損益の状況も含めて判定を行うものとされている。この判定に関して、局の検討・判断過程は令和4年度決算の根拠資料に明確に記載されておらず、結果的に減損の兆候の判定について、同指針の順に沿った検討がなされていることを確認できなかった。 したがって、同指針の規定のとおり、損益の状況も含めて減損の兆候を判定するなど、減損の順に沿った検討及び文書化を実施されたい。	令和5年度及び令和6年度決算作業時に、損益の状況も含めて減損の兆候を判定し、当該検討・判断過程を決算の根拠資料に記載した。 さらに、減損の順に沿った検討を行えるよう、令和7年7月に減損取扱指針を策定した。	改善済
指摘	4-2(187)	環境安全対策引当金の計上について	環境安全対策引当金については、財務諸表の注記において、「保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している」と記載されている。 地方公営企業法施行規則には引当金の計上要件が定められており、同規則で言う「当該事業年度以前の事象に起因する将来の特定の費用」は、その時点で保有するPCB廃棄物全体に対する処理費用と考えることが妥当である。 令和4年度末時点において、全体のPCB処理予定量は算定されており、また、処理単価も、令和6年度予算等により合理的な金額を算定できる以上、引当金の対象は令和5年度処理予定分のみではなく、全体のPCB処理予定量に対応する処理費用の見込額を計上すべきであった。 局は、令和6年度分及び令和7年度分の処理費用見込みについて、合計で11,096,800円と試算しており、この金額が、令和4年度末における引当不足額となる。 以上を踏まえ、環境安全対策引当金について、今後発生すると見込まれる額を適切に計上されたい。	環境安全対策引当金について、全体のPCB処理予定量に対応する処理費用の見込額を令和5年度決算に計上した。 その上で、決算マニュアルに引当金計上の際の留意点を記載し、令和7年9月に局内で周知した。	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	4-3 (189)	自己検査の手続について	<p>豊洲市場における令和4年度の自己検査結果を閲覧したところ、自己検査結果表には、契約関係の検査事項に実施したことを示すチェックマークが付されていたのに対し、帳簿類確認シートでは、対応する契約台帳のチェックにマークが付されていなかった。当該検査を担当した検査員によると、時間の都合上、契約台帳の閲覧は省略したが、自己検査結果表のチェックを誤って付してしまっただのことであった。</p> <p>自己検査は東京都中央卸売市場財務規則に定められた手続であり、内部統制の運用状況を評価する上でも重要であることから、時間的な制約により安易に省略が認められるべきではない。</p> <p>手続を省略した場合、有効な自己検査が実施されたと評価できないため、手続の履行に十分な時間を確保できるよう計画した上で、自己検査結果表及び帳簿類確認シートの記載手続について、誤りなく実施されたい。</p>	<p>自己検査について、項目、必要時間及び人員等を整理し、検査手続が十分に履行できるよう、自己検査計画を策定した。</p> <p>その上で、中央卸売市場における自己検査の手引を令和7年3月に策定し、検査を実施した。</p>	改善済
指摘	4-4 (189)	自己検査結果の適切な記載について	<p>豊洲市場における令和4年度の自己検査結果を閲覧したところ、自己検査結果表には、現金の出納及び保管、収入事務について、検査を実施した旨の記載がある一方で、帳簿類確認シートには、現金出納簿や支出の戻入手続に関する原簿、未収金整理簿についてチェックを付しておらず、あたかも帳簿を閲覧していないように報告がなされていた。当該検査を担当した検査員によると、実際には帳簿類を閲覧していたが、帳簿類確認シートの記載が漏れてしまっていたことであった。</p> <p>自己検査は、その場限りの手続ではなく、各所属の実態把握につながり、内部統制上も「事後の補完的な確認」と位置付けられているため、記載内容は漏れなく、かつ、正確に記載されている必要がある。</p> <p>実際の手続の結果が文書に反映されていない場合、事後のレビューの際に不備の有無等を確認できない事態につながるため、適切な記載内容に是正されたい。</p>	<p>自己検査結果表及び適切な内容は是正した帳簿類確認シートの整合性が確認できるよう、中央卸売市場における自己検査の手引を令和7年3月に策定し、検査を実施した。</p>	改善済
意見	4-2 (190)	市場の移転等の場合の減損会計の手続について	<p>旧築地市場については、「東京都卸売市場整備計画（第7次）」で移転方針が決定しているところ、平成26年度より、公営企業会計にも減損会計が適用となっているため、平成26年度決算において、独立したキャッシュ・フロー生成単位として取り扱うかなど、減損会計の手順に沿った対応を検討すべきであった。</p> <p>今後、市場の移転などの意思決定が行われる場合、減損会計の手続に留意すべきであり、意思決定の内容に応じて適切な対応を検討されたい。</p>	<p>減損会計の手続について、令和5年度決算において、検討・判断過程を根拠資料に記載した。</p> <p>その上で、以後の決算においても減損会計の手続に留意して意思決定が行われるよう、令和7年3月に決算マニュアルを策定した。</p>	改善済

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	4-5 (191)	旧築地市場にて管理していた電話加入権の減損処理について	<p>旧築地市場において管理していた電話加入権は、当該市場の営業終了に伴い休止回線となっており、今後の明確な使用見込みもないことから、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態にある固定資産に該当する。当該電話加入権について、減損処理を実施されたい。</p>	<p>休止回線となっている旧築地市場の電話加入権について、令和5年度決算において、減損処理を実施した。</p>	改善済
意見	4-3 (192)	経理機能の継続的な強化について	<p>決算プロセスに関する指摘・意見の全体を通して見ると、会計処理において適切な判断がなされておらず、適切な金額等が計上されていない事例や、自己検査について適切な対応がなされていない事例が識別されている。</p> <p>担当者の異動も多いため、決算プロセスに係る研修を実施することが、今後の経理機能の維持・強化に資するものと考えられる。</p> <p>局全体の経理業務の効率性や有効性を高める観点から、今回の監査における指摘・意見を踏まえた決算プロセスに係る研修の実施を検討されたい。</p>	<p>決算プロセスに関する各指摘・意見の改善計画を踏まえ、今後の経理機能の維持・強化に資するよう、令和7年3月に決算マニュアルを策定し、各所管に対する研修を実施した。</p> <p>今後も定期的に研修を実施していく。</p>	改善済

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

